

平成二十年六月六日受領  
答弁第四三三三号

内閣衆質一六九第四三三三号

平成二十年六月六日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土返還についての民間団体の方針と政府方針との相違等に関する再質問  
に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出北方領土返還についての民間団体の方針と政府方針との相違等に関する再質問に対する答弁書

一について

社団法人千島歯舞諸島居住者連盟（以下「連盟」という。）は、北方地域（歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島をいう。以下同じ。）に関する領土の復帰等の解決を促進するとともに北方地域等の元居住者等の福祉の増進を図ることを目的としており、連盟に対しては、外務省、北海道及び独立行政法人北方領土問題対策協会が、それぞれ補助金を交付している。外務省においては、北方領土問題の解決に向けた環境整備を図るために、連盟に対して補助金を交付しているものである。北海道においては、北方領土問題が未解決であることによる特殊事情に起因する諸問題の解決に資する等のため、独立行政法人北方領土問題対策協会においては、北方地域に生活の本拠を有していた者に対し援護を行うことにより、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進を図るため、それぞれ連盟に対して補助金を交付しているものと承知している。

二について

連盟に対して交付された補助金の額は、平成十年度七千四百七十万四千元、平成十一年度七千五百一十四千元、平成十二年度七千六百八万二千三百三十三円、平成十三年度七千九十七万八千三百七十一円、平成十四年度七千二百八十五万二千五百四円、平成十五年度一億三百五万二千三百十二円、平成十六年度一億六千四百三十二万四百五円、平成十七年度一億八千八十九万五千六百七十円、平成十八年度一億五千二百八千三十六円、平成十九年度一億五千二十一万五千五百九十七円である。

### 三について

政府としては、お尋ねの割合については、把握しており、例えば、平成十九年度については八十・九パーセントである。

### 四について

外務省又は内閣府から連盟に再就職している者はいない。

### 五について

小泉敏夫氏は、平成四年七月三十日から連盟の理事長を務めていると承知している。

### 六について

小泉敏夫理事長については、報酬は支払われていないものと承知している。

七について

政府としては、我が国固有の領土である北方四島の帰属の問題を解決してロシア連邦との間で平和条約を締結するという基本的方針を堅持しつつ、北方四島の我が国への帰属が確認されれば、実際の返還の時期、態様及び条件については柔軟に対応する考えである。外務省及び内閣府としては、連盟の見解等は政府の基本的方針を踏まえ、北方四島の返還を願う強い思いを表明したものであると認識している。

八及び九について

連盟は、北方地域等の元居住者等を主たる構成員とする団体として、北方地域に生活の本拠を有していた者に対する援護事業及び北方領土問題の解決に向けた環境整備を図るための事業等を行うことにより北方領土問題の解決の促進に一定の役割を果たしており、政府としては、連盟は有益な事業を実施しているものと認識している。連盟の見解等に関する外務省及び内閣府の認識は、七について述べたとおりである。